

市報

やまぐち

昭和60年

6月15日

No. 910

種別	区分	累計	
		5月	計
発生件数		38	169
死亡者		2	6
重傷者		5	19
軽傷者		48	195

発行 山口市役所
 編集 企画部広報課
 印刷 (株)丸二商行



卒業生の意志を継ぎ コスモスの道づくり

通学路に5,000本の苗

大内中学校(細田久雄校長)の生徒たちが、毎日利用している通学路を美しい花で飾ろうと、同校の一年生や婦人会、老人クラブの人たちなど約四百人が六月四日、コスモスの苗五千本を植えました。

植えた場所は、今春卒業した先輩たちが、三年間お世話になった地域に感謝をしようと、「コスモスの道」づくりを計画し、草刈りをしたところで、この先輩たちの意志を一年生たちが引き継いだものです。

この場所は、学校前の国道二六二号と同バイパスの分岐点に建設された青少年健全育成標語塔周辺です。

秋には、可憐な彩の花を咲かせ、生徒たちの心を和ませてくれることでしょう。

に備えて 防災会議を開く 箇所22か所を指定



昭和47年7月、市内を襲った集中豪雨。豪雨に備えて、川やがけの位置、地質、地盤の高さなどを知っておき、被害を最小限に止めましょう



「災害は忘れたころにやってくる」といわれます。梅雨期を前に、市では、毎年、防災会議及び水防協議会を開き、防災対策を検討、協議しています。六月は「土砂災害防止月間」でもあります。降り続いた雨、また、突然の集中豪雨は、思わぬ大災害を引き起します。地域ぐるみで災害対策を再点検してみましょう。

地域防災計画と 水防計画を策定

五月三十日、市役所大会議室（三階）で市防災会議と市水防協議会の合同会議を開催し、今年度の地域防災計画と水防計画を検討、策定しました。六月七日に梅雨入りしましたが、福岡管区気象台の予報では、六月下旬から七月中旬にかけて、局地的な大雨の降るおそれがあるとのこと。

会議では、豪雨などで決壊、いつ水などのおそれがある河川二十二か所、ため池二十七か所、高潮などのおそれのある海岸九か所、漁港一か所を指定しました。

日づきの備えを万全に

ため池の管理 貯水量にご注意を

合同会議で指定した箇所は、次のとおりです。付近の人は、十分ご注意ください。

危険箇所

(太字は新規指定)

- 〔河川〕
 - 樺野川** 石津橋上流左岸千七百〇(平川) 百間橋上流左岸千七百〇(名田島)
 - 油川** 樺野川合流点、江良川合流点(大殿)
 - 仁保川 氷上橋上流左岸百〇

- 石田用水堰(大内、仁保)
- 高井用水堰、氷上橋(大内)
- 黒石橋、上流端(仁保)
- 問田川 面坊橋下流右岸千〇(大内)
- 吉敷川 吉敷大橋、四の宮(吉敷)
- 金毛川 四辻橋上流右岸七百〇(鑄銭司)
- 中川 嘉川漁港上流六百〇、二千〇(嘉川)
- 今津川 幸之江川合流点上流三百〇(嘉川)
- 長沢川 西山橋下流左岸九百〇(秋穂二島)
- 九田川 市道神郷一号线交点、上流右岸千六百〇(平川)
- 三作川 市道高井三作線交点、下流六百〇(大殿)
- 浅地川 仁保市橋(国道三七六号)上流六百〇(仁保)
- 木崎川 国道九号バイパス、良城小学校(吉敷)
- 幸之江川 今津川合流点下流八百〇(嘉川)
- 南若川 大殿橋、陶境(鑄銭司) 鑄銭司境、百々谷川合流点(陶) 葉師橋、新栄橋(名田島)
- 昭和海岸 新栄橋、百間橋(名田島)
- 長浜海岸 新橋西千〇(秋穂二島)

〔海岸〕

山口県に発生した梅雨期の大雨災害

年(昭和)	月 日	1 時 間 降 水 量 の 最 大 (mm)	総降水量の 最 大 (mm)	住家の全 半壊・流 失 (棟)
28年	6月25日 ~29日	77.4 (下関)	528.9(下関)	685
29年	7月4日 ~5日	58.7 (防府)	258.6(防府)	143
30年	6月27日 ~30日	49 (山口)	327.0(内日)	1
34年	7月13日 ~14日	30.5 (萩)	425.8(田耕)	94
35年	7月7日 ~8日	80 (和田)	291 (八坂)	60
39年	6月24日 ~27日	44 (八坂)	381 (鹿野)	14
40年	6月18日 ~20日	44 (祖生)	335 (祖生)	16
40年	7月22日 ~23日	61.9 (萩)	338 (須佐)	27
47年	7月9日 ~13日	56 (山口)	610 (須佐)	116
54年	6月26日 ~27日	46 (宇部)	512 (安下庄)	66

歯の健康優良校

湯田小など6校

昭和六十年年度市歯の健康優良校及び児童・生徒の表彰式が、六月一日、県歯科医師会館で行われました。

表彰を受けた学校及び児童・生徒は次のとおり。敬称略

■優良校(小学校)

湯田小、平川小、嘉川小

■優良校(中学校)

仁保中、大殿中、川西中

■優良児童(小学生男子)

一位 岡崎 晋(宮野小)

二位 寺田 聖(湯田小)

三位 小田哲郎(白石小)

■優良児童(小学生女子)

一位 松橋桃子(平川小)

二位 岡林恵美子(宮野小)

三位 金子一恵(大殿小)

■優良生徒(中学生男子)

一位 三好俊洋(大殿中)

二位 伊藤義彦(大内中)

三位 木村建司(湯上中)

■優良生徒(中学生女子)

一位 飯石美玲(鴻南中)

二位 岸本美佳(白石中)

三位 小林恵美(大内中)

なお、審査基準は、歯の形態・光沢、歯数、歯ぐきの状態などに重点をおきました。

歯の衛生週間

児童・生徒の作品展

○作品 絵画、習字

○場所 ちまきや

○期間 六月二十九日~七月七日

風、水害 市水防。河川の危険



濟南市人民政府を表敬訪問(中央は何濟南市長)

濟南市經濟視察團

8月6日に来日

中国山東省の省都、濟南市を訪問した、市友好訪中団(團長・本廣正義市助役、団員八人)が五月二十八日、帰朝しました。このたびの訪中は、濟南市と

- 相原海岸 嘉川漁協西八百(嘉川)
- 北の江海岸 唐樋樋門(幸之江川河口(嘉川))
- 美濃ヶ浜海岸 狼峠(岩屋)
- 二島海岸 新栄橋(秋穂二島)
- 南前海岸 惣栄橋(秋穂二島)
- 小島海岸 小島(秋穂二島)
- 山口漁港 長浜西海岸(秋穂二島)

〔漁港〕

- 山口漁港 長浜西海岸(秋穂二島)

〔ため池〕

- 小鯖 柳ヶ宇土
- 宮野 花

の友好都市締結の事務協議のために市から派遣したもので、一行は、濟南市の熱烈歓迎のもと、友好都市締結に向けて、次のような事務協議を進めました。

濟南市との友好提携 9月20日に調印

○調印式 九月二十日(場所は山口市)

○濟南市調印団 何宗貴濟南市長ほか五人が来訪。訪日期間は九月十九日から二十日まで

○山口市答礼団 十月下旬ごろ堀市長を団長として訪中
○交流事業 交流の範囲は、経済、貿易、文化、教育、科学技術などとし、視察団、研修

地すべり・がけ崩れ にご注意ください

合同会議では、土石流、地すべり、がけ崩れなどによる土砂災害のおそれがある、急傾斜地

生、友好校、友好の船などによる交流を進める。なお、交流の形式は、相互対等交流として、研修生を派遣し合うほか、自主自費交流を進める。

視察と友好都市締結調印式などの打合わせのため、濟南市經濟視察団が来日。期間は、八月六日から十七日まで

泉の都・濟南市

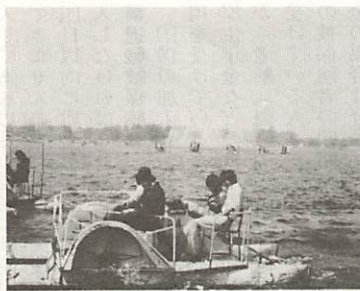
濟南市は、山東省の東部に位置し、南は泰山を控え、北は黄河に臨む山東省の省都です。域内には膠濟線(濟南—青島、

崩壊危険箇所、仁保上山など百二十七か所を指定しました。がけ崩れは、勾配が三十度以上の斜面に多く発生しています。急に雨が強く降ったり、長く続くときは十分注意してください。

また、農地や、ため池・農業用水路など農業用施設は、日ごろから巡回、点検をし、防災体制を定め、堤防敷の雑木等の刈払いや水路等の保守管理の徹底に努めましょう。

周辺のがけなどで危険だなど思われる箇所があるときは、市役所や土木事務所に早目に通報してください。

煙台線)と京滬線(北京—上海線)が交差し、道路も縦横に伸びている交通の要衝地です。行政区域は、五区四県からなり、総面積五千五百平方キロ、人口は三百八十八万人。二千六百年の歴史を誇る市内には、「泉城」と呼ばれる泉が沢山あり、近年、消費都市から冶金、機械、自動車製造業都市に生れ変わっています。

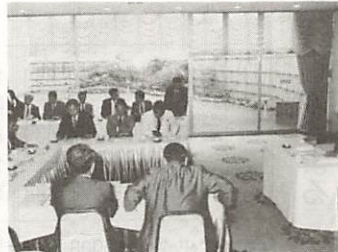


泉水でできた大明湖

テレトピア実現に向け YTT推進会議を設立

五月二十四日、山口トライアングルテレトピア(YTT)推進会議の設立総会が開催されました。

この推進会議は、テレトピアの推進方策、具体的に導入するニューメディアやシステムの内容等を調査研究し、山



YTT推進会議の設立総会

口地区テレトピアの実現を図るためのものです。

総会には、テレトピア地区の山口市、防府市、小郡町の市長、町長、議長及び商工会議所会頭が出席し、県、郵政省から来賓を迎え、推進会議の設置要綱や事業計画などを審議、決定しました。

また、役員には、次の方々を選出しました。
▽会長 堀泰夫・山口市市長
▽副会長 原田孝三・防府市長、宮本研道・小郡町町長
▽監事 八木宗十郎・山口商工会議所会頭、大村浩・防府商工会議所会頭
推進会議の事務局は、山口市に置きます。

6月定例市議会 5議案を上げ

昭和六十年第三回市議会定例会(六月定例市議会)を六月十日に招集し、次の五議案を上げました。

- 昭和六十年度山口市一般会計補正予算(第一号)
- 山口市消防費(一)つ金及び殉職者特別賞(一)つ金条例の一部を改正する条例
- 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○助役の選任について
日程は、次のとおりで、午前十時から開かれます。
六月十七日・十八日 一般質問
六月十九日 教育民生委員会、建設委員会
六月二十日 総務委員会、経済委員会
六月二十四日 委員長報告、討論、採決

特集 くみん けんこうほけん

病気になるったり、けがをしたときに、お金がなくてお医者さんにかかれない、というふうなことになるら大変です。そういうことのないように、日ごろからそれぞれの収入に応じてお金を出し合い、お互いに助け合っていくという趣旨から生まれた医療保険制度のひとつが、「国民健康保険」(略して国保)です。

また、国保の中に「退職者医療制度」もあります。

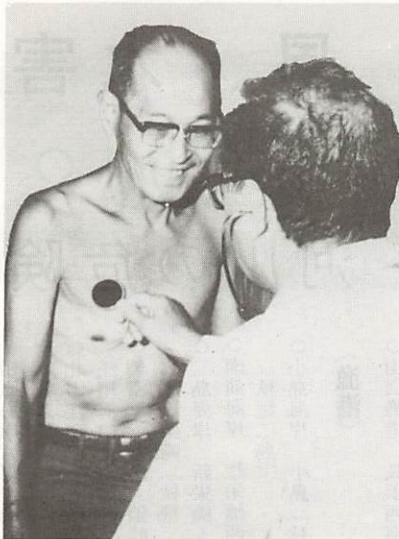
国保のしくみ

皆さんが病気やけがでお医者さんにかかったときは、医療費の三割(退職被保険者の本人およびその被扶養者の入院の場合は二割)を、お医者さんの窓口で支払っています。

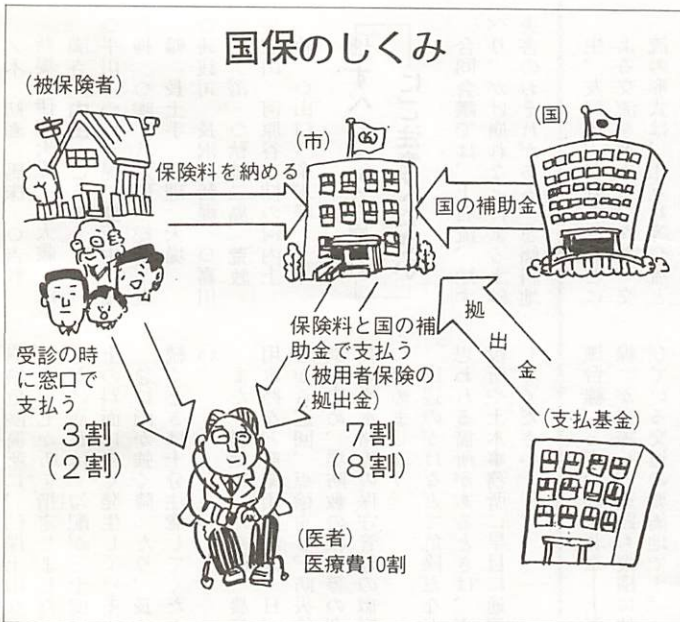
皆さんが支払った残りの七割(前出退職被保険者は八割)に

国保の被保険者

国保の被保険者は、健康保険



健康管理は、毎日の運動と定期検診が大切です。(40歳以上の人を対象に行われる一般健康診査)



なごの被用者保険に加入していない人を対象としています。大きく分けると次の二つに別れます。

■一般被保険者
農業や商業などの自営業者や無職の人など。
山口市に住所を有するに至った日、または他の保険を喪失した日から国保に加入しなければなりません。

また、他の保険の継続療養で

治療中の人は、被保険者証に記入してある以外の疾病には使用できませんので、保険喪失後十四日以内に届出をし、国保に加入しなければなりません。

■退職被保険者
国保の加入者(老人保健の適用を受けている人を除く)で、厚生年金などの被用者年金制度から老齢(退職)年金の支給を受けている人、および年金保険の被保険者の期間(通算老齢年金の場合は合算して)が二十年以上ある人、または被用者年金制度に四十歳以後十年以上加入して通算老齢(退職)年金の支給を受けている人。

年金の受給権が発生した日から退職者医療制度に加入しなければなりません。

昭和60年度 国民健康保険特別会計

国保の会計は、みなさんの納めている保険料と、国の補助金などで独自にまかなうことになっており、一般会計とは別会計になっています。これを、特別会計といっています。

昭和六十年度の国保特別会計の当初予算は、次の表のとおりで、歳入に占める保険料の割合は、約四〇%となっており、国庫支出金と並んで大きなウェイトを占めています。

歳入		歳出	
保 険 料	千円	保 険 料	千円
一般分	1,409,859	一般分	1,620,424
退職分	262,439	退職分	582,716
小計	1,672,298	小計	2,203,140
国庫支出金	1,906,677	老人保健 拠出金	1,564,162
療養費 交付金の その他	320,017	保健施設費	16,326
その他	307,426	総務費	136,628
合計	4,206,418	その他	286,162
		合計	4,206,418

(注) 療養費交付金とは、退職被保険者にかかる各被用者保険からの拠出金をいいます。

国保のしくみ くわしてきまる 保険料

一般被保険者の保険料は、基本的にはその年度の医療費に応じてきまります。

具体的にいうと、まずその年度の医療費の総額がどのくらいになるかを予測し、それから一部負担金(医療費の三割)と国が負担する分などを差し引いた

助け合い

また、退職被保険者の保険料の額は、一般被保険者の保険料率と同じ率によって計算します。

従って、医療費がふえ続けると、国の補助金にも限りがあるため保険料を引き上げざるをえない結果となります。

額が、全体の保険料となります。このようにして出た保険料の総額から保険料率を算出し、これによって一般被保険者の保険料の額がきまります。

■ゴキブリ駆除月間
6月1日～30日

家庭の台所などを横行するゴキブリは、不快感を与えるとともに、伝染病や食中毒等の媒介をする危険があります。ゴキブリを駆除し、健康でさわやかな夏を迎えましょう。

(5)

給付を受けるための手続き

給付の種類	給付を受けられるとき	手続きに必要なもの	条件
療養費	被保険者証を提出しないで医者にかかったとき	領収証 診療報酬明細書	やむをえなかった場合
	国保のきかない医者にかかったとき		
費	付き添い看護人を雇ったとき	医師の証明書 領収書	基準看護以外の病院 事前に市の承認をうけた場合
	コルセットなどをつくったとき	医師の証明書 領収証 請求書	医師が治療上必要と認めた場合
	はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧の施術を受けたとき	医師の証明書 領収書	事前に市の承認を受けた場合
特例療養費	退職被保険者証を提出しないで医者にかかったとき	領収証 診療報酬明細書	やむをえなかった場合
高額療養費	高額の一部負担金を支払ったとき(具体的には本文を参照)	一月(1日～月末)ごとの領収証	本文を参照
助産費	子供が生まれたとき	母子健康手帳	
葬祭費	死亡されたとき	死亡を証明する書類	
第三者行為	交通事故だけがをしたとき	事故証明書、事故発生状況報告書、支払誓約書など	事前に市への届け出をした場合
はり・きゅう施設利用補助	はり・きゅうの施設を利用したいとき	被保険者証と印鑑を持って各施設へ	国保の指定する施設 1日1回、1月10回以内

(注) 手続きには、いずれの場合も、被保険者証と印鑑が必要です。また、口座払いとなるため、口座番号(世帯主の)を控えておいてください。詳しくは市保険年金課へ

保険給付の種類と手続き

お医者さんに
かかるとき

病気やけがでお医者さんにかかるとき、被保険者証を提出すれば医療費の三割(退職被保険者本人とその扶養家族の入院は二割)の一部負担金を支払えば診療が受けられます。

医療費全部を 払ったとき

被保険者証を提出しないでお医者さんにかかったときや、国保のきかないお医者さんにかかったときには、かかった医療費

■基準看護以外の病院に入院し

の全額を支払わなければなりません。

このような場合でも、旅行先で急病になったときなど緊急その他やむをえない理由があったと認められるときには後日、療養費として、支払った医療費のうち保険対象分から一部負担金を差し引いた額の支給を受けることができます。

また、次のような場合にも、かかった費用の内容を審査して決定した額から一部負担金を差し引いた額の支給を受けることができます。

て、医師が看護人を必要と認め、病院外から看護人を雇う場合で、事前に市の承認をうけたとき

■医師が必要と認め、治療用器具をつけたとき

■医師が必要と認め、はり・きゅう・あんま・マッサージの施術を受けたとき

退職被保険者証を 提出しなかったとき

退職被保険者証を提出しないでお医者さんにかかった場合でも、それがやむをえない理由に



市保険年金課の窓口。土曜日は混雑しますので、できるだけ平日をご利用ください

被保険者が病院の窓口で支払った一部負担金が、一定の額をこえた場合には、**高額療養費**として、そのこえた額の払い戻しを受けることができます。

払い戻される額は――

①被保険者ひとり一人の一部負担金が、同一の月に同一の病院において、五万一千円(市民税非課税世帯は三万円)をこえたときは、そのこえた額

②同一の世帯において、同一の月に二人以上が、それぞれ三万円(市民税非課税世帯は二万一千円)以上の一部負担金を支払ったときは、その一部負担金を合算して五万一千円(市民税非課税世帯は三万円)をこえた額

③同一の世帯において、直近の

高額 の医療費を 払ったとき

よるものと認められるときには、後日、特例療養費として、一般被保険者として支払った一部負担金と退職被保険者の一部負担金の差額について支給を受けることができます。

昭和60年度 保険料納期一覧表

期別	納期限
第1期	昭和60年7月1日
第2期	7月31日
第3期	8月31日
第4期	9月30日
第5期	10月31日
第6期	11月30日
第7期	12月28日
第8期	昭和61年1月31日
第9期	2月28日
第10期	3月31日

ただし、このようにして計算した保険料の最高限度額は(今年度)は、三十五万円です。

所得割 = (前年中の総所得金額 - 26万円) × $\frac{7.4}{100}$

資産割 = 60年度の固定資産税額(土地・家屋分) × $\frac{38}{100}$

均等割 = 被保険者1人につき 15,600円

平等割 = 各世帯あたり 20,600円

昭和60年度の
保険料率

昭和六十年度の保険料率は、次のとおりとなっています。

これらの合計の額が、各世帯ごとの保険料となります。

保険料 みんなで納めて

保険料の納付は 町内会で

その年度の保険料は、六月から十回に分けて翌年の三月までに納めるようになっていきます。

納付の方法には、各世帯ごとに金融機関で納める方法と、町内会の「納付組織」を通じて納める方法とがあります。



「納付組織」は、各町内会ごとにあり、保険料の集金に協力していただいています。

市では、この「納付組織」への加入をおすすめています。

なお、保険料の納付義務者は、世帯主です。

■毒物・劇物危害防止運動
6月1日～30日

6月は、「毒物・劇物危害防止運動」強化月間です。農薬など毒物・劇物による事故防止のため、取り扱いや保管には十分注意しましょう。

こんなときには届け出を!!

こんなとき	届け出に必要なもの	
国保にはいる場合	他市町村から転入したとき	印鑑
	職場などの健康保険をやめたとき (被扶養者を含む)	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書など
	子供が生まれたとき	印鑑、被保険者証、母子健康手帳
	生活保護をうけなくなったとき	印鑑
国保をやめる場合	他市町村へ転出するとき	印鑑、被保険者証
	職場などの健康保険にはいったとき (被扶養者を含む)	印鑑、職場と国保の被保険者証
	死亡したとき	印鑑、被保険者証、死亡を証明するもの
	生活保護をうけるようになったとき	印鑑、被保険者証
その他	市内で住所が変わったとき	印鑑、被保険者証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたりいっしょにしたりしたとき	
	被保険者証をなくしたりやぶれてしまったとき	印鑑
	子弟が修学などのため他の市町村へ転出するとき(別の被保険者証が必要なとき)	印鑑、在学証明書、被保険者証
長期にわたる旅行、出張、出かせぎなどで他府県へ行くため別の被保険者証が必要なとき	印鑑、被保険者証	

(注) 届け出は、いずれも市保険年金課または各出張所へ

出産したとき

被保険者が出産した場合は、助産費として十万円、引き続き養育する場合には、育児手当として六千円の支給を受けることができます。ただし、他の保険喪失後国保

死亡されたとき

被保険者が死亡した場合は、葬祭費として四万円の支給を受けることができます。この場合、葬儀を行った人に支給されます。

けがをさせられたとき

交通事故でけがをしたときなど第三者から傷害を受けた場合、治療費は当然加害者が負担すべきもので、被保険者としての診療は受けられません。

はり、きゆう施設を利用したとき

国保の指定する施設で、はり、きゆうのいずれか一つを受けた場合は五百五十円、二つ合せて受けた場合は六百五十円(ただし、一日一回、一か月十回以内に限る)の補助があります。なお、医師の指示により施術を受けた場合には、療養費の支給対象となります。

国保の現状と成人病

医療費

13%の伸び(前年比)

昭和五十九年四月から昭和六十年三月までの一年間に、診療を受けた被保険者についてかかった総医療費は、五十九億二千五百一十万円でした。

これは、昭和五十八年度の総医療費と比べると七億円余りふえており、一三%の伸びとなっています。この伸び率は、県下の十四市の中では最高でした。

一人当たり

21万円の医療費

同様に、昭和五十九年四月から昭和六十年三月までの総医療費を、一人当たりの医療費になおすと、年間二十一万円余りとなります。

また、四十歳を境にして一人当たりの年間医療費をみてみると、四十歳未満の約九万八千円に対して、四十歳以上は約三十六万四千円と三倍以上になっています。

この要因のひとつには、四十歳をすぎたところから出てくる成人病があります。

成人病と

病類別の内訳

成人病には、高血圧症、動脈

と成人病

硬化症、脳血管疾患、心疾患、悪性腫瘍(がん)、糖尿病などがあり、これらの四十歳をすぎたころから老年期にかけて問題となってくる病気を総称して、成人病と呼んでいます。

成人病にかかるのを防ぐためには、バランスのよい食生活や規則正しい生活習慣を身につけることなどが大切です。

また、昭和五十九年度に診療を受けた被保険者(七十歳以上及び歯科受診者は除く)の病気を、病類・系統別にみると次のようになります。

病類・系統	割合(%)
呼吸器系	18.8
循環器系	18.1
神経系及び感覚器	13.4
筋骨系結合組織	9.9
皮膚及び皮下組織	9.5
消化器系	6.6
皮膚及び皮下組織	6.6
損傷及び中毒	4.5
その他	19.2

ご利用ください

外来人間ドック

成人病予防対策のひとつとして、国保では、「外来人間ドック」を実施しています。

これは、四十歳以上の被保険者を対象に、一人年一回に限って、検査費用の割(およそ三千円)の自己負担で、健康診断のために検査が受けられるもの

児童手当

児童手当は、児童を養育する人の家庭生活の安定と児童の健全育成などを目的としています。

支給資格

日本国内に住所を有する人が次の要件にあてはまっているときに支給されます。
○十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうち一人以上が義務教育終了前の児童であること。
○前々年または前年の収入が、一定の額に満たないこと。

支給額

(例) 給与所得者については、六人世帯の場合、四百九万四千円
十八歳未満の児童のうち、出生順に数えて三人目以降である義務教育終了前の児童一人につき、月額五千元(市民税所得割がない人は月額七千元)です。

手続き

児童手当は、申請の翌月分から支給されますので、はじめて支給を受けようとする場合や、すでに支給を受けている人が転入した場合には、すぐに申請をしてください。

また、住所を変更したときや、支給要件児童の数が変わったときなどにも、すぐに届出をしてください。

(7)

老人保健加入資格取得と手続き

こんなとき	手続きに必要なもの	いつまで
70歳になったとき	印鑑、被保険者証	70歳の誕生日後速やかに(それ以前でもよい)
寝たきりの人が65歳になったとき	障害の程度を証明するもの、印鑑、被保険者証	65歳の誕生日後速やかに(それ以前でもよい)
65歳をすぎて寝たきりになったとき	同上	寝たきりになったとき
転入してきたとき	印鑑、被保険者証	14日以内
市内で住所が変わったとき	印鑑、健康手帳	同上
転出するとき	同上	転出する前に
死亡したとき	印鑑、健康手帳	14日以内(届出義務者)

※届け出は、市保険年金課または各出張所へ

検査の内容には、一般理学的検査、血液化学検査、胃や食道のX線検査、心電図検査などがあり、医療機関は指定されています。

病気の早期発見のためにも、多くのおみなさんのご利用をお願いします。

じょうずな診療のうけ方

■急病でない限り、診療時間内にみてもらう

■かかりつけのお医者さんをきめ、同じ病気で転々としないうまくみてもらうときには、要領よく症状を説明する

■お医者さんを信頼し、みだりに注射や薬を注文するなど、お医者さんの治療方針に口をはさまない

■被保険者証は、必ず持つていく

お年寄りの医療は
老人保健で受診を

老人保健法(昭和五十八年二月一日施行)により、七十歳以上(寝たきり状態の人は六十五歳以上)の人は、それぞれの保険から切り離されて、老人保健法による給付を受けることになりました。

しかし、現在加入している医療保険の被保険者あるいは扶養家族としての資格はそのまま残ります。ですから保険料もそのまま引き続いて納めますし、医療以外の給付もいま加入している保険から受けられます。

資格の取得と手続き

■七十歳になる人
七十歳になる誕生日の翌月から資格を取得します。(一日生

健康手帳の中には、医療受給者証が入っています

つたときの記録や健康診査の結果など、医療と日常の健康管理のための記録帳にもなります。医療機関で受診するときは、必ず「健康手帳」(医療受給者

健康手帳の中には、医療受給者証が入っています



ら資格を取得します。(一日生まれの人は、誕生日から)

■寝たきり状態の人
身体障害者手帳一〜三級と四級の一部に該当する六十五歳以上の人で、申請の翌月から資格を取得します。

手続きは、左上表のとおりです。

健康手帳(医療受給者証)

老人保健法が適用されると、「健康手帳」(医療受給者証)が交付されます。

これは老人保健による医療が受けられる「資格証明書」になるとともに、お医者さんにかかる

証」と「被保険者証」を窓口に表示してください。

一部負担金

「健康手帳」で医療を受けたときは、次の一部負担金が必要です。

■入院(外来)

一つのお医者さんごとに、各月の最初の診療日に四百円。(総合病院では、各診療科ごとに四百円)

■入院

一日につき三百円を二か月間支払います。二か月を超えた期間ははいりません。ただし、健康保険や共済組合の被保険者本人が入院した場合は、三百円を支払う期間は、五十日間です。

一部負担金を除く費用は、国や県、市の負担金と皆さんが加入している保険が負担する拠出金で支払われています。

治療用装具、看護料

老人医療受給者の治療用装具(コルセット等)、看護料は保険の種類に関係なく、市保険年金課に承認申請が必要です。五頁に記載していますように国民健康保険の場合と同様の手続きとなります。

国保特集に関するお問い合わせは

お問い合わせは

- 給付・資格と市保険年金課
 - 保険料の賦課と市課税課
 - 保険料の収納と市課税課
 - 老人保健と市保険年金課
- いずれも ☎22-4111へ

38チームが参加し

親睦の球技大会

近隣町内子ども会親睦球技大会が六月二日、湯田小学校グラウンドで開かれました。今年で十五回を迎えるこの大会からは、甲子園に出場した選手も多く誕生しており、今回は秋市白水館チームをはじめ、ソフトボールに二十チーム、フットベースボールに十八チームが参加しました。各チームは、暑い日ごしの中、各町内の声援を背に、好ゲームを展開し、親睦を深めました。



楽しい一日を過ごしました。なお、優勝チームは、ソフトボールが東倉チーム、フットベースボールが一本松チームでした。

心身障害児の

総合療育相談会

県心身障害児の総合療育システムの一環として、障害児とその保護者を対象に、次の

とおり相談会が開かれます。

■日時 七月八日(月)午後一時

■場所 山口保健所

■申し込み 六月二十九日までに、市福祉課(☎22-4111)へ

■大内時代行列、一般参加者を募集

○実施日時 7月21日(日)午後3時～9時(雨天の場合は22日(月)に順延)

○募集人員 (男)大人・49人、4歳～6歳・1人 (女)大人・20人、小学生3年～5年・10人、4歳～6歳・1人

○役割 武将、侍大将、上流婦人など

○参加料・申込期限 1人3,000円・6月20日まで、(申込者多数の場合は抽選。役割は実行委員会で決定します)

○問い合わせ 詳細は、山口商工会議所内商店街連合会事務局(☎25-2300)へ

ふるさと一日学級、参加者を募集

- 日時 7月7日(日)午前9時に市民会館前に集合し、バスに乗車(小雨決行)
- 学習場所(行程) 五重の塔、サビエル公園、常栄寺、龍蔵寺、凌雲寺跡
- 募集人員・参加資格 150人・小学生(4年～6年)とその父兄
- 参加費 1人500円(昼食代を含む)
- 持参品 スケッチ用画板
- 申し込み 6月25日までに、はがきに住所、氏名など必要事項を記入し、山口青年会議所(中央四丁目5-16県商工会館内☎22-7646)へ

大内時代行列、一般参加者を募集

- 実施日時 7月21日(日)午後3時～9時(雨天の場合は22日(月)に順延)
- 募集人員 (男)大人・49人、4歳～6歳・1人 (女)大人・20人、小学生3年～5年・10人、4歳～6歳・1人
- 役割 武将、侍大将、上流婦人など
- 参加料・申込期限 1人3,000円・6月20日まで、(申込者多数の場合は抽選。役割は実行委員会で決定します)
- 問い合わせ 詳細は、山口商工会議所内商店街連合会事務局(☎25-2300)へ

市民プール(大内長野) 7月2日から泳げます

大内長野の市民プールの使用を次により開始します。

■期間 七月二日から八月三十一日まで

■休業日(大会、清掃・水の入替えなど) 七月十日、十八日、二十二日、二十四日(午前中のみ休業)、二十六日、八月六日、九日、十五日、二十二日

■時間 午前九時三十分、午後三時三十分、午後三時三十分からの一日三回(一回の利用時間は二時間三十分)

■使用料 高校生以上百五十円、中学生以下五十円。団体使用の場合は、事前に市教育委員会体育課(☎22-0285)へ

■注意事項 プール汚濁防止のため、水泳帽を着用してください。また、安全遊泳のため、プール監視人の指示には、必ず従ってください。



多くの人出でにぎわう市民プール。監視人の指示に従って安全な水泳をお楽しみください

健康教室、受講生を募集

- 日時・場所・内容・講師
 - 〈7月2日〉仁保公民館・「更年期の上手な過ごし方」・婦人科医師
 - 〈2日〉宮野公民館・「糖尿病について」・内科医師
 - 〈3日〉市役所・「眼の成人病について」・眼科医師
 - 〈4日〉名田島公民館・「農夫症と神経痛」・内科医師
 - 〈5日〉鑄銭司公民館・「更年期障害」・婦人科医師
 - 〈9日〉吉敷公民館・「乳がんの予防」・外科医師 (時間は、いずれも午後1時30分～3時30分)

○受講料 無料
○申し込み 各受講日の5日前までに、市衛生課(☎22-4111)へ。40歳以上の人は、ふるってご受講ください。

市民健康診断(市医師会主催)

- 日時 6月27日(木) 午後1時～3時
- 場所 市医師会健康管理センター(湯田温泉五丁目2-21 ☎22-6972)
- 診査項目 (40歳以上の人) 問診、身体計測、血圧、検尿、聴打診、心電図、貧血、コレステロール、肝機能、血糖 (40歳以下の人) 血圧、検尿、胸部間接撮影
- 料金 いずれも600円

やまぐち放送文化セミナー 水軍の歴史を訪ねて

- 期日 7月11日(木)、12日(金)
- 行先 福山～明玉院、安国寺～山中鹿之助首塚～尾道大橋～因島水軍城～金蓮寺～耕三寺～大三島大山祇神社、宝館、海事博物館、民俗資料館
- 講師 樹下明紀先生
- 会費・募集人員 36,000円・40人
- 申込期限 6月30日まで
- 問い合わせ 市中央公民館放送文化セミナー係(☎22-0381)へ

山口文化バスの会

須佐町・益田市へ史跡めぐり

- 期日 7月14日(日) (小雨決行)
- コース 市民会館小ホール入口(午前8時出発)～萩市(東光寺)～奈古(大覚寺)～須佐町(笠松神社・松崎八幡宮・大蓋寺・益田家墓地)～益田市(人丸神社)～山口(午後5時30分着)
- 会費 大人 3,500円、子供・身障者 2,500円(弁当と水筒を持参のこと)
- 募集人員 120人(先着順)
- 講師 郷土史家・内田 伸氏
- 申し込み 6月22日までに、山口文化バスの会事務局(市交通局内 ☎22-2555)へ

- お問い合わせ 市中央公民館
- 入選発表 九月十四日(土) 午後一時、県社会館
- お問い合わせ 市中央公民館(☎22-0381)へ

- 対象者 泳げない小学生
- 募集人員 一会場八十人(合同バスプールは六十人)

- 入札資格 地方自治法施行令 第六十七条の四の規定に抵触しない人

「泳げない子の「水泳教室」開催」

○期日 七月二十四・三十一日

○会場・時間 小鯖小学校プール 午前10時～、大殿小学校プール 午後四時～、大蔵小学校プール 午後四時～、合同バスプール 午前10時～

○お問い合わせ 市教育委員会体育課(☎22-0285)へ

「市有物品を売却します」

■入札物品 林野火災工作車・四十六年式ドイツ製ペンツ、デューゼルエンジン五千六百七十cc

■入札場所 市役所第一会議室の五以上

■入札保証金 入札価格の百分の五以上

■落札の決定 予定価格以上のもの有効札の最高額

■詳しくは、市出納室(☎22-4111)へ

第7回市民俳句大会

市俳句協会では、第七回市民俳句大会の作品を次により募集します。

○作品 二句(当季雑詠で未発表のものに限る)

○応募方法 七月二十日までに、はがきか投句用紙で、市中央公民館(中央二丁目)へ

○資格 市民が市内に勤務している人及び市俳句協会加入者

○会費 無料

○入選発表 九月十四日(土) 午後一時、県社会館

○お問い合わせ 市中央公民館(☎22-0381)へ

不燃物の収集日 出張所地区

○7月 1日嘉山、3日佐山、4日陶・鑄銭司、5日秋穂二島・名田島、11日大内、16日平川、19日小鯖、23日吉敷、25日仁保、26日宮野、30日大蔵

親睦スポーツ大会を開催

○種目 バドミントン、卓球、インディアカ(各種目男・女12チーム)

○日時 7月15日、17日、19日の午後5時～9時

○場所 県スポーツ文化センター

○参加資格 勤労者で運動をとおしてストレスを解消したい人。健康で運動することに支障のない人

○参加料 1チーム3,000円

○チーム 編成 職場、同好会、グループで男・女別に編成のこと(1チーム6人)

○申し込み 所定の申込書で6月29日までに、県維新百年記念公園管理事務所(☎22-2754)へ。定数になり次第締め切ります。

今年「国際森林年」

あなたも育林に参加できます

山口営林署では、植林済みの国有林に出資して、契約期間が終了したときに成木を販売して一定の利益金を得る「分取育林」(緑のオーナー)を次により募集します。

○場所 阿東町蔵目喜長門峡国有林79林班い、は小班

○面積・募集口数
〈長門峡79い〉17.49ha・55口
〈長門峡79は〉12.11ha・42口

○価格 一口当り50万円

○募集期間 6月中旬～7月下旬

○申し込み 山口営林署(野田35 ☎22-0386)へ

無料胸部レントゲン検診		
次のとおり、レントゲン検診車が巡回します。都合のよい場所で受けてください。対象は15歳以上の市民です。ただし、学校・職場・病院などで定期検診を受ける人と妊婦を除きます。		
陶地	区	場所
7月1日(月)	10:00~10:20	中河原 品川商店前
	10:30~11:00	糸根 糸根生活センター
	11:10~11:30	松尾 松尾宅前
7月2日(火)	10:00~10:20	丸尾沖 丸尾更生会館
	10:30~10:50	丸尾北 隣保館
	11:00~11:20	丸尾上 菊本商店前
	11:30~11:50	陶出張所
	13:20~13:40	郷上 津山信雄宅裏
	13:50~14:10	西岡 西村吉之宅前
7月3日(水)	9:30~9:50	西浴 福田徳一宅前
	10:00~10:20	扇田 本廣正義宅前

7月3日(水)	10:30~11:00	和西会館
	11:10~11:30	小森 創芸社前
	13:20~13:50	岡宮崎精米所前
	14:00~14:30	南久 九重智子宅前
	14:40~15:00	四辻 岡本商店前
7月4日(木)	9:20~9:50	今宿東 村上幹生宅前
	10:00~10:30	今宿 ながえん
	10:40~11:10	道の 道上会館
	11:20~11:50	大村 松尾電機店前
	13:20~13:40	鑄銭司出張所
	13:50~14:20	鷹の子 鷹の子会館
	14:30~14:50	河原 河原会館